

特別養護老人ホーム りんごの丘

重要事項説明書

1. 特別養護老人ホーム りんごの丘の概要

(1) 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 そよかぜの会
法人の所在地	福岡市博多区三筑2丁目9番3号
法人の種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 濱崎 太郎
電話番号・FAX番号	電話/092-581-2100 FAX/092-581-2121

(2) ご利用施設の概要

施設名称	特別養護老人ホーム りんごの丘
所在地	福岡市博多区光丘町1丁目2番41号
管理者	吉尾 幸治
電話番号・FAX番号	電話/092-502-7901 FAX/092-502-7902
介護保険事業の種類・指定番号	指定介護老人福祉施設 (福岡県 4070904307号)
指定年月日・更新年月日	平成28年5月1日

(3) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計 (常勤換算)
施設長(管理者)	施設長資格	1名		施設業務の統括	1名
事務職員		2名		庶務及び会計事務	2名
介護職員	介護福祉士等	22名	18名	ご利用者の日々の介助・支援	40名(27.6)
生活相談員	社会福祉士	1名		ご利用者の生活相談・企画	1名
看護職員	看護師等	3名	1名	診療補助、健康管理	3名
機能訓練指導員	准看護師等		1名	機能改善、減退防止の指導・訓練	0.1名
医師(嘱託医)	医師		2名	診療、健康管理相談	0.07名
管理栄養士	管理栄養士	1名		食事業務全般、栄養指導	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		施設サービス計画の作成他	1名

(4) 同施設の設備の概要

定員	50名 (10名×5ユニット) (ショート5名×1ユニット)	医務室	1室(1F)
		リビング	各ユニット(118㎡)
居室	全個室 50室(10.65㎡) WC含む(14.55㎡)	地域交流スペース	1室(1F)
		特別避難階段	2か所
浴室	各ユニット 1室 機械浴 1室(1F)	エレベーター	6人乗り 1機 寝台用 1機
			相談室
		オストメイト対応トイレ	1室(1F)

2. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制・勤務時間
管理者	9:00～18:00等 常勤で勤務
医師	配置医師1名 月4回以上（原則水曜日）12:45～14:15で勤務
	配置医師1名 月4回以上（原則月曜日）15:10～16:10で勤務
生活相談員	9:00～18:00等 常勤で勤務
介護支援専門員	9:00～18:00等 常勤で勤務
介護職員	早番 7:00～16:00 日勤 10:00～19:00 遅番 12:00～21:00 夜勤 21:00～7:00 職員体制は、介護保険法に基づく基準（入所者3名あたり職員1名）を満たしており、実質入所者2名あたり職員1名の配置。尚、夜勤帯は、原則として2ユニットを1名で対応。
看護職員	9:00～18:00等 常勤で勤務 ※夜間帯は、交代で連絡を取れる体制をとり、緊急時に備える(オンコール体制)
管理栄養士	9:00～18:00等 常勤で勤務
事務員	9:00～18:00等 常勤で勤務

3. サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

ご利用者のご意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

(2) 食事

- ①栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
- ②食事は、出来るだけ離床して、生活リズムに合わせて食べていただけるように配慮します。
- ③食事の時間は概ね次のとおりとします。

朝食： 7:30～ 昼食： 12:00～ 夕食： 18:00～

- ④予めご連絡いただいた場合には、衛生上または管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができます。
- ⑤予め欠食のご連絡をいただいた場合には、食事の提供をしなくてよいものとします。

(3) 入浴

- ①1週間に2回以上、入浴または清拭を行います。ただし、ご利用者に傷病がある、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴を適切でない判断する場合は行わない事もあります。
- ②寝たきり等で座位の取れない方は、特殊浴槽を使用しての入浴も可能です。

(4) 介護

施設サービス計画に従って、次の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動・付添い等

(5) 機能訓練

ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、計画に基づいて定期的に訓練を行います。

(6) 生活相談

職員は、常にご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握を心がけ、ご利用者、またそのご家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(7) 健康管理・医療の提供について

・嘱託医師により、月 4 回以上診療日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には嘱託医師による往診、あるいは協力医療機関を受診します。他の医療機関を受診する際にも正確に引き継ぎます。

・ご利用者が外部の医療機関に通院する場合は、ご家族の介添えをお願いいたします。

(当施設の嘱託医師)

戸早雅弘 (戸早医院) 診療科：内科/循環器科 電話 092-581-0051

石橋明人 (石橋内科循環器科医院) 診療科：内科/循環器科 電話 092-581-0314

(協力医療機関)

医療機関名： 福岡徳洲会病院 電話 092-573-6622

医療機関名： 秦病院 電話 092-501-1113

医療機関名： 筑紫南ヶ丘病院 電話 092-595-0595

医療機関名： 県庁前デンタルクリニック(訪問歯科) 電話 092-643-4182

(8) 理美容サービス

訪問理美容師による定期的な施設内での理美容をご利用いただけます。(別途費用必要)

(9) 行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ただし、手続きに係る経費はその都度お支払いいただきます。

(10) 日常費用支払代行

介護以外の日常生活に係る諸費用に関する支払い代行の申し込みができます。申し込みにあたっては、別途「預り金等管理委託契約」の締結が必要です。

(11) 所持品保管

居室に所持品を保管できます。ただし、居室での保管には限りがありますので、衣類等季節毎の入れ替えをお願いします。

(12) レクリエーション

当施設では必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

4. 利用料金

(1) サービスの利用料金

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービスを利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計をお支払いいただきます。

(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

(日額)

1. ご利用者の要介護度とサービス利用に係る自己負担金の目安	要介護度 1 700 円	要介護度 2 773 円	要介護度 3 851 円	要介護度 4 925 円	要介護度 5 997 円
2. 居室に係る自己負担額	2,066 円				
3. 食事に係る自己負担金	1,600 円				
自己負担額合計の目安 (1+2+3)	4,366 円	4,439 円	4,517 円	4,591 円	4,663 円

- ※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただき、要介護の認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)
- ※介護保険の給付額変更に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※介護保険負担限度額証をお持ちの場合は、居室と食事に係る費用について、認定証に記載されている負担限度額とします。

【保険料 2 割負担の利用料金 (地域区分を含む)】 (日額)

1. ご利用者の要介護度とサービス利用に係る自己負担金の目安	要介護度 1 1,400 円	要介護度 2 1,546 円	要介護度 3 1,702 円	要介護度 4 1,850 円	要介護度 5 1,994 円
2. 居室に係る自己負担額	2,066 円				
3. 食事に係る自己負担金	1,600 円				
自己負担額合計の目安 (1+2+3)	5,066 円	5,212 円	5,368 円	5,516 円	5,660 円

【保険料 3 割負担の利用料金 (地域区分を含む)】 (日額)

1. ご利用者の要介護度とサービス利用に係る自己負担金の目安	要介護度 1 2,100 円	要介護度 2 2,319 円	要介護度 3 2,553 円	要介護度 4 2,775 円	要介護度 5 2,991 円
2. 居室に係る自己負担額	2,066 円				
3. 食事に係る自己負担金	1,600 円				
自己負担額合計の目安 (1+2+3)	5,766 円	5,985 円	6,219 円	6,441 円	6,657 円

(2) 当施設の居住費・食費の負担額

市町村民税世帯非課税者で、要件に該当する場合、居住費・食費の負担が軽減されます。

対象者	区分	居住費	食費
高齢福祉年金受給者	第 1 段階	880 円	300 円
年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	第 2 段階	880 円	390 円
年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	第 3 段階①	1,370 円	650 円
年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	第 3 段階②	1,370 円	1,360 円
上記以外の方	利用者負担段階 4	2,066 円	1,600 円

別途、各段階に定められた資産要件 (預貯金額) あり。

(3) 各種加算について

前頁のサービス利用料金の他に各ご利用者のサービス内容によって、下記の加算を算定させていただきます。

加算項目	金額	加算内容
日常生活継続支援加算	1日あたり 46 単位	要介護度の高い方や重度の認知症高齢者の方が一定以上入所しており、かつ介護福祉士が入居者に対して6：1以上配置している場合
看護体制加算(Ⅰ)イ	1日あたり 6 単位	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)イ	1日あたり 13 単位	常勤換算で看護職員を3名以上配置している場合
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1日あたり 27 単位	夜勤帯(17:00～9:00)に、介護職員を基準以上に配置している場合
初期加算	1日あたり 30 単位	入所日から30日間、または30日間を超える入院後の再入所の場合
安全対策体制加算	入所日初日 20 単位	安全対策を実施する体制が整備されている場合
自立支援促進加算	1月あたり 300 単位	定期的に医師が全ての入所者に対する医学的評価を行い、自立支援の為の支援計画に基づいた特別な支援を行っている場合
口腔衛生管理加算	1月あたり 90 単位	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士がご利用者の口腔ケアを月2回以上と、介護職員に対し、具体的な技術的助言を及び指導を行った場合
療養食加算	1食あたり 8 単位	医師の指示による特別食の提供を行った場合
経口移行加算	1日あたり 28 単位	経管摂取をされている方で、医師の指示に基づき実際に経口移行への取り組みを実施した場合
経口維持加算(Ⅰ)	1月あたり 400 単位	著しい誤嚥が認められる方へ、医師の指示に基づき経口摂取を維持する取り組みを実施した場合
経口維持加算(Ⅱ)	1月あたり 100 単位	
外泊時費用	1日あたり 246 単位	外泊又は入院の翌日から6日間 (月をまたいで連続した場合は最長12日間)
看取り介護加算Ⅰ	1日あたり 72 単位	利用者またはご家族と協議、合意して施設内で看取り介護を行った場合 ※死亡日以前31日以上45日以下の加算
看取り介護加算Ⅱ	1日あたり 144 単位	※死亡日以前4日以上30日以下の加算
看取り介護加算Ⅲ	1日あたり 780 単位	※死亡日の前日及び前々日の加算
看取り介護加算Ⅳ	1日あたり 1,580 単位	※死亡日
若年性認知症入所者受入加算	1日あたり 120 単位	若年性認知症の利用者に対し専門的に関わる場合
個別機能訓練加算	1日あたり 12 単位	身体状況に応じた機能訓練を機能訓練指導員により行う場合

栄養マネジメント 強化加算	1日あたり 11単位	管理栄養士が栄養マネジメントや低栄養状態の改善に向けた取組を実施し、入所者の栄養状態の改善、維持に努めた場合
再入所時栄養連携加算	1回あたり 200単位	管理栄養士が入院中の医療機関と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行う場合
退所時栄養情報連携加算	1回あたり 70単位	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合
配置医師緊急時対応加算	1回あたり 650単位/1300単位 /325単位	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間、深夜または通常の勤務時間外に施設を訪問し入所者の診療を行った場合
排せつ支援加算	1月あたり 10単位/ 15単位/20単位	排泄状態の改善に関する支援計画を作成し、症状の改善が見られた場合
褥瘡マネジメント加算	1月あたり3単位/13単位	褥瘡のリスクを計画的に管理する場合
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	1月あたり 50単位	科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進する場合
協力医療機関連携加算 (Ⅰ)	1月あたり 50単位	協力医療機関との間で、入居者の同意を得て、入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行なった場合
生産性の向上推進体制 加算(Ⅰ)	1月あたり 100単位	生産性向上ガイドラインに基づく委員会運営の一環に ICT の活用を取り入れて改善活動を行い介護サービスの提供を行った場合
高齢者施設等感染対策 向上加算 (Ⅰ)	1月あたり 10単位	協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め、感染症発生時に連携し適切に対応した場合/
高齢者施設等感染対策 向上加算 (Ⅱ)	1月あたり 5単位	医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けた場合
新興感染症等施設療養費	1日あたり 240単位 ※1月に1回、連続する 5日間を限度とする	入居者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し該当する介護サービスを行った場合
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	算定した単位数の100分の14に相当する単位	

(4) 所定料金

- ① 食費・・・・・・・・・・・・・・・・ 1日あたり 1,600円

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている場合は認定証に記載された金額

- ② 居室の提供・・・・・・・・・・・・ 1日あたり 2,066円 (ユニット型個室利用料)

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている場合は認定証に記載された金額

- ③ 理美容費 (訪問理美容師によるヘアカット・カラーなど) 料金: 要した費用の実費

- ④ 健康管理費 インフルエンザ予防接種等に係る費用

- ⑤ 電気代 個人的に居室へ持ち込む家電製品の電気代

(対象: テレビ、冷蔵庫、電気毛布などの暖房器具、ラジカセなどのオーディオ機器他)

料金: 電気器具1台につき 1ヶ月 約900円 (1日 30円)

- ⑥ 教養娯楽費 クラブ活動や行事における材料費等 料金: 要した費用の実費

- ⑦ 特別な洗濯が必要な場合 (ドライクリーニング) の費用 料金: 要した費用の実費

- ⑧ 行政手続代行費 (書類等の取得・手続きに要した費用) 料金: 要した費用の実費

- ⑨ 預り金の出納管理料 (預り金規程に基づく金銭・通帳等の貴重品の預かりの場合)

料金: 1ヶ月につき 1,000円

(5) 支払方法 (契約書第7条参照)

前記(1)～(4)の料金・費用は1ヶ月毎に計算し、請求します。下記のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間に関する料金は、利用日数に基づいて計算)

①金融機関からの口座振替 (手数料は施設負担)

毎月15日までに指定先へ請求書を送付させていただきます。当月の利用料金を27日に預金口座から振替えさせていただきます。尚、振替日の引き落としが確認出来なかった場合は7日以内に下記の口座にお振込みいただくか、施設窓口にお支払ください。

②指定口座へのお振込み (振込手数料はご利用者負担)

毎月15日までに指定先へ請求書を送付させていただきます。当月請求分の利用料金を27日までに、下記の指定口座にお振込みください。

銀行名	: 福岡銀行 雑餉隈支店
口座番号	: (普) 2207309
口座名	: 社会福祉法人そよかぜの会 特養 りんごの丘 理事長 濱崎太郎

③施設でのお支払い

毎月15日までに指定先へ請求書を送付させていただきます。

当月請求分の利用料金を27日までに、施設窓口でお支払ください。

5. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

（1）自動的に契約が終了する場合

当施設は、契約書第2条に基づいて契約適用期間を設けており、適用期間内は継続してサービスを利用することができます。ただし、以下のような事項に該当するに至った場合には、適用期間内においても当施設との契約は終了し、ご利用者に退所して頂くこととなります。

- ・ご利用者が自立または要支援、要介護1・2(特例入居非該当)と判定された場合
- ・事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ・施設の滅失や重大な弊害により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ・当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ・ご利用者が亡くなられた場合もしくは被保険者資格を喪失した場合

（2）ご利用者からの退所の申し出の場合（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解除・解約し、施設を退所することができます。

- ・介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ・事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ・事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ・事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（3）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ・ご利用者が、契約締結時に利用者自身の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ご利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ・ご利用者によるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、その支払を督促したにもかかわらず、7日以内にこれが支払われない場合
- ・ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス事業者もしくは他のご利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合

（4）その他

ご利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、契約を終了させていただく場合があります。尚、退院後に再度入所を希望される場合は、改めて申し込みが必要となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

ご利用者一人一人が、全室個室のプライバシーが守られた空間で生きがいを持って過ごしていただけるよう努めます。また、ご家族や友人が自由に出入りできる環境、地域の方々が利用できるスペースの設置や行事への参加、ボランティアや研修生の受け入れ等、地域福祉の増進に努めます。職員研修、特に認知症高齢者の介護技法の向上に力を注ぎ、専門職員による質の高いサービス提供に努めます。また、「りんごの丘」で過ごす人生のひとつときが、素晴らしいと感じていただけるようにどうすればいいか全職員で取り組みます。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会・・・・・・・・・・・・・・・・・随時可能です。受付でのご記帳をお願いします。
- ・外出、外泊・・・・・・・・・・・・・・・・・事前に日時をお知らせください。
※正面玄関の開錠時間は9時～18時となります。この時間外は裏口からのご案内となります。
※施設内外での感染症流行等の状況により、面会・外出・外泊は制限をさせて頂く場合がございます。
※施設職員が外出・外泊支援を行った場合に発生した費用（交通費、食費、宿泊費等）については利用者負担となります。
- ・飲酒、喫煙・・・・・・・・・・・・・・・・・身体状況に配慮した範囲内で飲酒いただけます。
喫煙は、決められた場所をお願いします。
- ・設備、器具の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・車椅子、歩行器などは施設で用意しておりますが、使い慣れたご自分の物を持参されても構いません。
- ・金銭、貴重品の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・ご利用者自身での管理が困難な場合、「預り金管理規程」に基づきお預かりします。尚、自己管理された際に責任は負いかねます。
- ・所持品の持ち込み・・・・・・・・・・・・・・・・・部屋の広さに応じた大きさであれば制限はしておりません。
- ・宗教活動などについて・・・・・・・・・・・・・・・・・当施設での職員や他のご利用者に対しての宗教活動、政治活動、営利活動は禁止です。

(3) 健康管理について

施設の配置医師は看護師とともに入所者の健康管理につとめ必要に応じて、健康保持のための適切な措置をとります。また、施設は入院治療を必要とする入所者の為に、あらかじめ協力病院を定め、急変時に遅滞なく対処して連携を図ります。ただし、担当医からの指示で受診する場合以外は、病院での付き添い、移送に係る手続き等はご家族へお願いを致します。

7. 事故発生時の対応について

速やかに管理責任者に報告し、対応します。また緊急連絡先の順番に沿ってご家族へ連絡を取ります。

8. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先の順番に沿ってご家族等へ連絡いたします。

緊急連絡先①	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
緊急連絡先②	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
緊急連絡先③	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

9. 非常災害対策

別途定める「特別養護老人ホームりんごの丘 防災非難計画」に則り、対応を行います。

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、2号消火栓、非常照明、自動火災報知器、
 消防署自動通報装置、誘導灯、防火扉、電気錠扉
- ・ 防災訓練 年2回実施

防火訓練責任者	吉尾 幸治 (甲種防火管理者)
---------	-----------------

10. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

○苦情受付窓口 担当 生活相談員 大池 祐妃

○苦情解決責任者 担当 施設長 吉尾 幸治

○電話による受付時間 随時

電話番号 092(502)7901 FAX 092(502)7902

○苦情ご意見箱を受付カウンター横に設置しています。

② 当施設以外に、行政機関の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

○福岡市博多区保健福祉センター 福祉・介護保険課

〒812-8512 福岡市博多区博多駅前2-8-1

電話番号 092(419)1078 受付時間 9:00～17:00

○福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課

〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13-47

電話番号 092(642)7800 受付時間 9:30～17:00

○第三者委員

*平山 清子（那珂南校区自治協議会）

*浜崎 嘉秀（NPO 法人そよかぜ 前理事長）

③ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組み・・・あり 結果の開示・・・なし
福祉サービス第三者評価の実施・・・なし 実施した評価機関の名称・・・なし

（福祉サービス第三者評価とは）

福祉サービスの「第三者評価」は、「社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価」とされています。詳しくは、福岡県及び福岡県福祉サービス第三者評価推進機構のホームページをご参照下さい。

1 1. 養介護施設における高齢者虐待に関する相談窓口

○福岡市福祉局高齢社会部 事業者指導課

〒812-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

電話番号 092（711）4319 受付時間 9：00～17：00

1 2. 高齢者虐待の防止

(1) 当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為のいずれも行いません。

（身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）

(2) 当施設では前項の虐待等が発生した場合には、速やかに福岡市に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、福岡市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、福岡市の窓口等外部機関に相談します。

事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて福岡市に報告します。

必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

13. 身体拘束の廃止

- (1) 当施設は、介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及びその他の利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 当施設は、前項の身体拘束を行う場合には、次の手続きにより行います。
 - ① 緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、Ⅰ切迫性 Ⅱ非代替性 Ⅲ一時性 の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。
 - ② 要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成し、文書により説明し、同意を得た上で実施します。
 - ③ 廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。
 - ④ 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。又、その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監督が行われる際に提示できるようにします。
 - ⑤ ④の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

14. 当法人及び当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 そよかぜの会
代表者役職・氏名	理事長 瀨崎太郎
本部所在地	福岡市博多区三筑2丁目9番3号
電話番号	092 (581) 2100

定款の目的に定めた事業

1. 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営
2. 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業の経営
3. 第二種社会福祉事業 小規模多機能型居宅介護事業の経営
4. その他これに付随する業務

施設・拠点等

○障害福祉サービス事業、高齢者施設厨房業務	リンゴの唄
○小規模多機能型居宅介護施設	多機能ケアホーム りんごの里
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホーム りんごの家

15. その他

サービス従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム りんごの丘入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に
基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 福岡市博多区光丘 1-2-41
名称 特別養護老人ホーム りんごの丘

説明者職名
氏名 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての
重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 _____ (印)

※本人自署の場合押印不要

代理人 住所

氏名 _____